

育児休業期間中の保育園の利用時間について

提案内容	<p>提案『保育園の利用時間を育児休暇になっても短時間保育になるのではなく、標準保育のままで利用できるようにして頂きたいです。』</p> <p>この度、3人目の出産を控えております。上記提案に関しては2人目出産後の育児休暇になった際にも窓口にて相談させて頂きました。しかし、それから約3年経ちますが何も進展が見られないため、改めて提案をさせていただきました。我が家の子育て環境はフルタイムの共働き世帯の核家族です。両家の祖父母は全員勤めており、一方の家は遠方になります。そのため普段は夫婦で協力して通勤時間に併せて子供の保育園と児童クラブへの送迎を行っております。</p> <p>今後、現行制度に沿って育児休暇になりますと妻が一人で生後間もない乳児を抱えて保育園の送迎と、小学低学年の長子の帰宅の対応を行わなければなりません。これはあまりにも妻のみに負担が増えてしまい、乳幼児の育児と平行して健康的にできるか不安に感じております。この制度は、「育児休暇の母親は会社勤めの頃よりも楽だから甘えるな」と母親軽視で言われているようにも感じてしまいます。実際には育児はそんな単純な物では無いはずですが、もし、標準保育のままでしたら父親が以前と同じように送迎することができています。</p> <p>全国的には育児休暇になると標準保育から短時間保育になる自治体が大多数を占めているのは事実だと思います。しかし、住みやすい田舎1位であり、少子高齢化対策で福祉分野にも力を多く注いでいる雲南市だからこそ、全国に先駆けて育児休暇でも標準保育で利用できるようにして頂きたいと思います。長文となりましたがご検討の程をよろしくお願い致します。</p>
回答	<p>育児休業期間中の保育所利用時間についてご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>雲南市では、育児休業取得中に、既に保育所等を利用している児童は、原則「保育時間は短時間（8:30～16:30）」で認定し、ご利用いただいております。</p> <p>なお、</p> <ol style="list-style-type: none">1. 広域入所など、保育所が家から遠く、保護者の職場に近い保育所で通勤に合わせて送迎をしている場合2. ひとり親世帯、兄弟姉妹に障がい児がいる等の支援が必要な場合 <p>等は、標準時間で保育所等を利用いただいております。</p> <p>標準時間の対象とならない場合でも、別途利用料が発生しますが、延長保育を利用いただくことで、朝は7:30から、夕方は閉所時間までの利用ができますので、必要に応じてご利用いただければと思います。</p> <p>今回ご提案内容のケースでは、現行の制度では標準時間の対象になりませんが、ご提案いただきました内容は、今後の教育保育行政の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(回答部署：子ども政策局子ども政策課)</p>